答 弁 第 四 一 号 平成十五年五月三十日受領

内閣衆質一五六第四一号

平成十五年五月三十日

国 務 大 臣内閣総理大臣臨時代理 福

田 康 夫

衆 議 院 議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、 特殊法人、 独立行政法人、公益法人、 認可法人の退職金に関する質

問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、 特殊法人、 独立行政法人、 公益法人、 認可法人の退職金に関す

る質問に対する答弁書

一から四までについて

平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、 国家公務員、 独立行政法人、特殊法人、認

可法人又は国の機関が所管する公益法人を退職した者のうち一億円を超える退職手当(退職手当に相当す

る給付を含む。以下同じ。)を受給した者が所属していた組織名、退職手当が一億円を超えた理由並びに

退職手当の見直しの有無及びその予定は、別表のとおりである。

\_-

定年制の導入及びこれに伴う退職慰労金	常勤役員退職慰労金規則に基づき、在	(社) 商事法務研究会
退職慰労金の見直しは予定していない。	して決定され支給されたものである。会において、在任期間等を総合的に勘案時期、方法等について一任された取締役株主総会における決議を経て、金額、	日本電信電話株式会社
		裁判所
		参議院法制局
		参議院事務局
立したところである。		衆議院法制局
		会計検査院
	と   と   と   と   と   と   と   と   と   と	検察庁
長に	<del></del>	内閣法制局
退職手当の見直しの有無及びその予定	退職手当が一億円を超えた理由	所属していた組織名

ナンス協会(社)日本プラントメンテ	研究所	(財) 電力中央研究所	(財) 母子衛生研究会	(社)日本海事検定協会	(財)全日本労働福祉協会
関する規程に基づき、在任期間及び勤務役員の報酬・賞与および退任慰労金に	得て支給したものである。び勤務成績を考慮して、理事会の承認を役員退職金内規に基づき、在任期間及	認を得て支給したものである。間及び勤務成績を考慮して、理事会の承退職慰労金支給内規に基づき、在任期	慮して支給したものである。準に基づき、在任期間及び勤務成績を考理事・役員等諸手当・慶弔・見舞等基	決定により支給したものである。間及び特別な功労を考慮して、理事会の役員退任慰労金規程に基づき、在任期	である。 及び評議員会の承認により支給したもの間及び在任中の功労を考慮して、理事会間及び在任中の功労を考慮して、理事会で員退職慰労金規定に基づき、在任期
づき、現在、役員の報酬・賞与および退任所管官庁からの二度にわたる指摘等に基	ところである。年度に見直しを行い、支給率を引き下げた所管官庁からの指摘に基づき、平成十四	しを行う予定である。 給水準を調査し、比較検討した上で、見直において、一般企業及び他の公益法人の支所管官庁からの指摘に基づき、当該法人	であり、規程の内容を検討中である。を見直し、役員退職金規程を作成する予定理事・役員等諸手当・慶弔・見舞等基準	規程の見直しを行ったところである。平成十四年度中に退任慰労金を減額する	いる。

げる予定である。 平成十五年度中に支給率の水準を引き下	の決定により支給したものである。間及び在任中の功労を考慮して、理事会役員退職慰労金規程に基づき、在任期	(社) 東京都モーターボー
げる予定である。 平成十五年度中に支給率の水準を引き下	の議決を経て支給したものである。任期間及び特別な功労を考慮して、総会任期間及び特別な功労を考慮して、総会役員退職慰労金支給規程に基づき、在	(社) 全国モーターボート
げる予定である。 平成十五年度中に支給率の水準を引き下	の決定により支給したものである。間及び在任中の功労を考慮して、理事会役員退職慰労金内規に基づき、在任期	(社)香川県モーターボー
げる予定である。 平成十五年度中に支給率の水準を引き下	事会の決定により支給したものである。任期間及び在任中の功労を考慮して、理任期間及び在任中の功労を考慮して、理役員退職慰労金支給基準に基づき、在	<ul><li>(社) 岡山県モーターボー</li></ul>
げる予定である。 平成十五年度中に支給率の水準を引き下	事会の決定により支給したものである。任期間及び在任中の功労を考慮して、理任與問及職慰労金支給規程に基づき、在	(社) 愛知県モーターボー
ところである。	成績を考慮して支給したものである。	